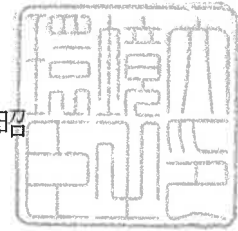


環水大土発第 1903131 号
平成 3 1 年 3 月 1 3 日

農業資材審議会長
茶 園 成 樹 殿

環 境 大 臣
原 田 義 昭



農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当
するかどうかの基準の変更に係る意見聴取について（諮問）

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条の規定の
施行に伴い、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該
当するかどうかの基準（昭和 46 年農林省告示第 346 号）を別紙のとおり変更
することについて、農薬取締法第 39 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意
見を伺う。